

「(仮称) 道の駅かみのかわ」整備事業
事業契約書 その2 (案)

令和8年9月
上三川町

事業契約書(案)

- 1 事業名 「(仮称) 道の駅かみのかわ」整備事業
- 2 事業場所 [栃木県上三川町大字磯岡・石田、宇都宮市東谷町]
- 3 契約期間 本事業契約②の締結日から令和●年●月●日まで
- 4 契約代金額 金●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円)
ただし、本事業契約②の定めるところに従って金額の変更がなされた場合には、変更後の金額とする。また、契約代金の構成等については、添付契約条項別紙 4に示すとおりとする。
- 5 契約保証金 添付契約条項第 11 条に記載のとおり

上記の事業について、発注者である上三川町（以下「町」という。）と受注者である●●【PFI 事業者の商号】（以下「PFI 事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約書 その 2（以下「本事業契約②」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づく上三川町議会の議決がなされ、かつ、●●【国の交付金の名称】の交付が決定された日の翌日をもって効力を生じ、この場合には、これを本契約とする。ただし、上三川町議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となり、町は損害賠償の責めは負わない。なお、●●【国の交付金の名称】の交付が決定されなかった場合は、令和 11 年 4 月 1 日以降に町が PFI 事業者に対して行う申し入れをもって、当該申し入れがなされた日に交付が決定されたものとみなす。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本事業契約②の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

町：

栃木県上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

上三川町

上三川町長

印

PFI 事業者：

住所

名称

代表取締役

印

目次

第1章	総則	1
第1条	(目的及び用語の定義)	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条	(本事業の留意事項)	1
第4条	(本事業の日程)	1
第5条	(費用負担及び本件業務②の資金調達)	2
第6条	(構成企業及び協力企業等の使用)	2
第7条	(不当介入等に対する措置)	3
第8条	(委託契約等の解除)	3
第9条	(許認可、届出等)	3
第10条	(第三者に生じた損害)	3
第11条	(契約の保証)	4
第12条	(解釈及び適用)	4
第13条	(責任の負担)	5
第2章	事業用地等	5
第14条	(事業用地の使用等)	5
第15条	(事業用地に係る責任)	5
第16条	(事業用地の返還等)	5
第3章	統括管理業務②	6
第17条	(統括管理業務②の実施)	6
第18条	(統括責任者)	6
第19条	(統括責任者の変更)	6
第20条	(業務計画書の提出)	6
第21条	(業務報告書の提出)	7
第4章	整備業務	7
第1節	総則	7
第22条	(建設業務(土木②・建築)及び工事監理業務(土木②・建築)の実施)	7
第23条	(第三者の使用等)	7
第24条	(業務責任者)	7
第25条	(建設期間中の保険)	8
第2節	建設業務(土木②・建築)	8
第26条	(建設業務(土木②・建築)の実施等)	8
第27条	(本工事(土木②・建築)の遅延の場合の措置)	8
第28条	(本工事(土木②・建築)開始前及び本工事(土木②・建築)中の書類の提出)	8
第29条	(本必須施設の建設に伴う近隣対策)	9
第30条	(安全対策)	9
第31条	(町による説明要求及び建設現場立会い)	9
第32条	(工期等の変更)	10
第33条	(工事の一時中止)	11
第34条	(PFI事業者による竣工検査)	11

第 35 条	(町による本必須施設の完成検査及び完成確認通知の交付)	11
第 3 節	工事監理業務(土木②・建築)	12
第 36 条	(工事監理業務(土木②・建築)の実施等)	12
第 4 節	その他の関連業務等	12
第 37 条	(各種申請及び手続等)	12
第 38 条	(本必須施設の引渡し)	13
第 39 条	(本必須施設の引渡し遅延による費用負担)	13
第 40 条	(契約不適合責任)	13
第 5 章	サービス対価の支払	14
第 41 条	(サービス対価の支払)	14
第 42 条	(サービス対価の改定等)	15
第 43 条	(サービス対価の減額)	15
第 44 条	(サービス対価の返還)	15
第 6 章	モニタリング	15
第 45 条	(モニタリング)	15
第 7 章	契約期間及び契約の終了並びに契約の解除等	15
第 1 節	契約期間等	16
第 46 条	(契約期間)	16
第 47 条	(終了手続等)	16
第 2 節	契約解除等	16
第 48 条	(PFI 事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	16
第 49 条	(町の責めに帰すべき事由による契約解除等)	18
第 50 条	(法令変更による契約解除等)	18
第 51 条	(不可抗力による契約解除等)	18
第 8 章	表明及び保証並びに誓約	19
第 52 条	(PFI 事業者による事実の表明及び保証並びに誓約)	19
第 9 章	法令変更	19
第 53 条	(法令変更による通知の付与及び協議)	20
第 54 条	(法令変更による増加費用又は損害の取扱い)	20
第 10 章	不可抗力	20
第 55 条	(不可抗力による通知の付与及び協議)	20
第 56 条	(不可抗力による増加費用又は損害の取扱い)	20
第 11 章	その他	21
第 57 条	(公租公課の負担)	21
第 58 条	(融資団との協議)	21
第 59 条	(株主・第三者割当て)	21
第 60 条	(財務書類の提出)	21
第 61 条	(監査)	22
第 62 条	(設計図書及び完成図書等の著作権)	22
第 63 条	(著作権の侵害の防止)	22

第 64 条	(特許権等の使用)	23
第 65 条	(秘密保持)	23
第 66 条	(この契約の変更)	23
第 67 条	(その他特定条件)	23
第 12 章	雑則	23
第 68 条	(請求、通知等の様式その他)	23
第 69 条	(遅延利息)	24
第 70 条	(疑義についての協議)	24
第 71 条	(準拠法)	24
第 72 条	(管轄裁判所)	24
別紙 1	用語の定義	25
別紙 2	本日程表	32
別紙 3	PFI 事業者等が付保する保険	33
別紙 4	サービス対価の構成及び支払方法	34
別紙 5	保証書の様式(案)	35
第 1 条	(保証)	35
第 2 条	(保証債務の履行の請求)	35
第 3 条	(求償権の行使)	35
第 4 条	(終了及び解約)	36
第 5 条	(準拠法)	36
第 6 条	(管轄裁判所)	36
別紙 6	モニタリング及びサービス対価の改定等の基準と方法	37
別紙 7	法令変更による増加費用又は損害の負担割合	38
別紙 8	不可抗力による増加費用又は損害の負担割合	39
別紙 9	その他特定条件	40

「(仮称) 道の駅かみのかわ」整備事業 事業契約書 その2 (案)

第1章 総則

第1条 (目的及び用語の定義)

1. 本事業契約②は、町及びPFI事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。
2. 本事業契約②において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。

第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

1. PFI事業者は、本必須施設が町民等の利用に供される公の施設として高い公共性を有することを十分に理解するとともに、尊重した上で、本事業を実施しなければならない。
2. 町は、本事業が、民間事業者が有する資金や技術、ノウハウを最大限活用するために民間事業者によって実施されることを十分に理解するとともに、尊重しなければならない。

第3条 (本事業の留意事項)

1. 本事業は、本件業務①及び本件業務②により構成されるものとし、PFI事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。
2. PFI事業者は、本事業契約②及び本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務②を遂行しなければならない。

第4条 (本事業の日程)

1. PFI事業者は、別紙2の本日程表に定める日程に従って、本件業務②を実施する。
2. PFI事業者は、本日程表に定める各本件業務②の開始予定日に各本件業務②を開始できないと認めるとき又は本引渡予定日に本必須施設を町に引き渡すことができないと認めるときは、各本件業務②の開始予定日又は本引渡予定日の30日前までに、その理由及びPFI事業者の対応の計画を書面により町に通知しなければならない。
3. PFI事業者は、本日程表に定める各本件業務②の開始予定日に各本件業務②を開始できない場合及び本引渡予定日に本必須施設を引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

第 5 条（費用負担及び本件業務②の資金調達）

1. 本件業務②の実施に関する一切の費用は、本事業契約②に別段の定めがある場合を除き、全て PFI 事業者が負担する。本件業務②に関する PFI 事業者の資金調達は、全て PFI 事業者の責任において行う。
2. PFI 事業者が本件業務②を実施するに当たり、国又は地方公共団体等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、町は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう協力する。
3. PFI 事業者は、町の要請に基づき、国庫補助金及び交付金関連資料作成等その他必要な資料作成について協力する。かかる業務に要する費用は PFI 事業者の負担とする。

第 6 条（構成企業及び協力企業等の使用）

1. PFI 事業者は、本事業契約②及び本事業関連書類に従い、本件業務②を、構成企業又は協力企業に直接委託し、又は請け負わせるものとする。
2. PFI 事業者は、前項により構成企業又は協力企業が受託し、又は請け負った業務につき、当該構成企業又は協力企業が第三者に委託し、又は請け負わせないようにしなければならない。ただし、町の事前の承諾を得た場合、本件業務②の一部を構成企業又は協力企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
3. PFI 事業者は、本件業務②に係る構成企業又は協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、町の事前の承諾を得たときはこの限りではない。
4. PFI 事業者は、第 1 項又は第 2 項ただし書によりその業務の実施を構成企業、協力企業又は第三者に委託し、又は請け負わせたときは、速やかに委託又は請負の内容を町に報告しなければならない。
5. 第 1 項又は第 2 項ただし書による構成企業、協力企業又は第三者への業務委託及び請負は、全て PFI 事業者の責任において行うものとし、構成企業、協力企業又は第三者の責めに帰すべき事由は、全て PFI 事業者の責めに帰すべき事由とみなして、PFI 事業者が責任を負う。
6. PFI 事業者は、上三川町建設工事等請負業者指名停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）を受託者又は請負人としてはならない。ただし、町が認める場合は、この限りではない。
7. PFI 事業者は、第 2 項ただし書に規定する一部委託先が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は上三川町暴力団排除条例施行規則（平成 24 年 9 月 24 日上三川町規則第 32 号）第 2 条各号に定める密接関係者（以下「密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴収し、その写しを町に提出しなければならない。ただし、町が必要でない判断した場合は、この限りではない。

第7条（不当介入等に対する措置）

1. PFI 事業者は、本事業契約②の履行に当たり、暴力団員又は密接関係者から、暴対法第2条第2号に規定する暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに町に報告するとともに、警察に通報しなければならない。
2. PFI 事業者は、前条第1項又は第2項ただし書の規定により、本件業務②を第三者に委託し、又は請け負わせた者（以下「請負人等」という。）が暴力団員又は密接関係者から不当介入等を受けたときは、直ちに町に報告するとともに、請負人等に対して警察に通報するよう指導しなければならない。
3. PFI 事業者は、前各項に規定する報告及び通報に伴い町が行う調査及び警察が行う捜査に対し、誠実に協力しなければならない。

第8条（委託契約等の解除）

町は、PFI 事業者が入札参加停止者、暴力団員又は密接関係者を受託者又は請負人としている場合は、PFI 事業者に対して、当該委託又は請負契約の解除を求めることができる。これにより当該契約の解除を行った場合における一切の責任及び費用は、PFI 事業者が負うものとする。

第9条（許認可、届出等）

1. PFI 事業者による本件業務②の実施、その他本事業契約②上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、PFI 事業者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本件業務②の実施、その他本事業契約②上の義務を履行するために必要な一切の届出・各種申請についても同様とし、PFI 事業者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、町が取得・維持すべき許認可及び町が提出すべき届出はこの限りでない。
2. PFI 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、町に事前説明及び事後報告を行う。
3. 町は、PFI 事業者が要請した場合には、PFI 事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供等その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。
4. PFI 事業者は、町が要請した場合には、町による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供等その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。
5. PFI 事業者は、PFI 事業者が取得すべき許認可の取得又は届出の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、町の責めに帰すべき事由による場合は、町が合理的な増加費用又は損害を負担し、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第9章又は第10章の規定に従う。

第10条（第三者に生じた損害）

1. PFI 事業者が本件業務②を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約②に別段の定めがない限り、PFI 事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち、町の責めに帰すべき事由により生じたものについては、町がこれを負担する。

2. PFI 事業者による本件業務②の実施に関し、不可抗力により第三者に合理的な損害が発生した場合の取扱いは、第 10 章の規定に従う。

第 11 条（契約の保証）

1. PFI 事業者は、本事業契約②の本契約の締結と同時に、建設業務（土木②・建築）期間における本事業契約②に基づく義務の履行を保証するため、サービス対価 A2（サービス対価の詳細は、別紙 4 記載のとおり。以下、サービス対価について同じ。）の 100 分の 10 に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。
2. 前項に規定する契約保証金は、上三川町財務規則（平成 10 年規則第 16 号）第 84 条第 1 項各号に該当する場合は、これを減額又は免除することができる。
3. 第 1 項に規定する契約保証金は、同規則同条第 3 項各号に規定する担保の提供をもって、これに代えることができる。
4. サービス対価に変更があった場合には、第 1 項の保証の額が変更後のサービス対価 A2 の 100 分の 10 に相当する額に達するまで、町は、保証の額の増額を請求することができ、PFI 事業者は、保証の額の減額を請求することができる。
5. 町は、第 3 項に基づき第 1 項の契約保証金の納付に代えて担保の提供が行われた場合を除き、建設業務（土木②・建築）が終了したときは、第 1 項に基づき納付された建設業務（土木②・建築）期間に係る契約保証金を速やかに PFI 事業者に戻還する。
6. 第 3 項に基づき第 1 項の契約保証金の納付に代えて担保（同規則同条第 3 項第 4 号に掲げる保証事業会社の保証に限る）の提供が行われた場合を除き、本事業契約②が終了又は解除された場合において、第 16 条その他の本事業契約②の規定に基づき、PFI 事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（PFI 事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）の撤去（当該物件の滅失登記を含む。）、事業用地の原状回復及び当該事業用地の町への引渡しの全てが完了したときは、町は、納付された契約保証金又は提供を受けた担保目的物（契約解除等に伴い違約金として契約保証金又は担保目的物若しくはその価値代替物を充当している場合、その額を控除する。）を速やかに PFI 事業者に戻還する。
7. 前二項の規定により返還する契約保証金には、利息を付さない。
8. 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

第 12 条（解釈及び適用）

1. 町及び PFI 事業者は、本事業に関し、本事業契約②とともに、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。
2. 本事業契約②と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約②、要求水準書、基本協定書、募集要項等に関する質疑回答、募集要項等、実施方針等に関する質疑回答、実施方針等、提案書類の順にその解釈が優先する。

3. 前項の規定にかかわらず、提案書類と要求水準書の内容に差異があり、提案書類に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で提案書類の記載が要求水準書の記載に優先する。

第 13 条（責任の負担）

1. PFI 事業者は、本事業契約②に別段の定めがある場合を除き、本件業務②の履行に関する一切の責任を負う。
2. 本事業契約②に別段の定めがある場合を除き、PFI 事業者による本件業務②の履行に関する町による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は PFI 事業者から町に対する報告、通知若しくは説明等を理由として、PFI 事業者はいかなる本事業契約②上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明等を理由として、町は何ら責任を負担しない。

第 2 章 事業用地等

第 14 条（事業用地の使用等）

1. PFI 事業者は、事業用地において、本事業契約②及び本事業関連書類に従い、本必須施設の整備を行う。
2. PFI 事業者は、整備業務期間において、本件業務②の履行に必要な限度で、事業用地を使用することができる。
3. PFI 事業者は、町に対して支払義務を負う費用を除き、前項に基づく事業用地の使用に関して、使用料又は地代等を支払うことを要しない。
4. PFI 事業者は、本事業契約②において許容されている場合を除き、第三者に事業用地を使用させ、又は収益を得させてはならない。

第 15 条（事業用地に係る責任）

町は、現状にて建設業務（土木②・建築）において使用する範囲の事業用地を PFI 事業者を引き渡す義務を負う他、事業用地に関する一切の責任を負担しないものとする。ただし、埋蔵文化財、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵で募集要項等から合理的に推測し得ないものに起因して発生した増加費用又は損害の取扱いは、本事業契約①第 28 条の規定に従う。

第 16 条（事業用地の返還等）

1. 本事業契約②の終了又は本必須施設若しくはその出来形の町への引渡し等により事業用地の全部又は一部が不用となった場合、PFI 事業者は、町の要望に応じ、町に対し、速やかに当該不用となった事業用地を返還する。

2. 前項による事業用地の返還時において、当該不用となった事業用地に PFI 事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（PFI 事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、PFI 事業者は、本事業契約②に別段の定めがない限り、当該物件を撤去（当該物件の滅失登記を含む。）するとともに、当該事業用地を原状回復し、町に明け渡さなければならない。

第 3 章 統括管理業務②

第 17 条（統括管理業務②の実施）

1. PFI 事業者は、本事業契約②及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、統括管理業務②を行うものとし、統括管理業務②に関する一切の責任を負担する。
2. PFI 事業者は、統括管理業務②を自ら実施し、又は代表企業若しくは構成企業をして実施させる。
3. 統括管理業務②の実施に関する第三者の使用は、すべて PFI 事業者の責任において行うものとし、統括管理業務②の実施に関して PFI 事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて PFI 事業者の責めに帰すべき事由とみなして、PFI 事業者が責任を負う。

第 18 条（統括責任者）

1. PFI 事業者は、本事業契約②の締結日後速やかに、本事業関連書類に従い、事業期間中にわたり本件業務②全体を統括する統括責任者 1 名を定め、町の承諾を得なければならない。
2. 統括責任者は、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、各本件業務②の業務責任者を兼務することができる。また、本事業契約①に基づき定める統括責任者と兼務することができる。

第 19 条（統括責任者の変更）

1. 町は、統括責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、PFI 事業者に対し、その理由を明示した書面により、統括責任者の変更を要請することができる。
2. PFI 事業者は、前項の要請を受けたときは、14 日以内に新たな統括責任者を選出し、町の承諾を得なければならない。
3. PFI 事業者は、事業期間中において、やむを得ない事由により統括責任者を変更する必要があるときは、町の承諾を得た上で、統括責任者を変更することができる。ただし、建設業務（土木②・建築）期間においては、原則として統括責任者を変更しないものとする。

第 20 条（業務計画書の提出）

1. PFI 事業者は、本件業務②に関し、本事業契約②及び本事業関連書類に従い、町が合理的に満足する様式及び内容の業務計画書を作成して町に提出し、その内容について町の承認を得なければならない。
2. PFI 事業者は、やむを得ない理由により業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を町に提出し、その内容について町の承認を得なければならない。

第 21 条（業務報告書の提出）

PFI 事業者は、本件業務②に関し、本事業契約②及び本事業関連書類に従い、町が合理的に満足する様式及び内容の業務報告書を作成して町に提出し、その内容について町の承認を得なければならない。

第 4 章 整備業務

第 1 節 総則

第 22 条（建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）の実施）

1. PFI 事業者は、本事業契約②及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、自ら又は構成企業若しくは協力企業を通じて、建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）を実施する。
2. PFI 事業者並びに構成企業及び協力企業が実施する建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）は、常に、建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）に関する本事業契約②及び本事業関連書類を満たすものでなければならない。

第 23 条（第三者の使用等）

1. PFI 事業者は、第 6 条に従い、建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）を、建設企業（土木②・建築）、工事監理企業（土木②・建築）にそれぞれ委託し、又は請け負わせる。
2. PFI 事業者は、建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）に係る構成企業又は協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、町の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

第 24 条（業務責任者）

1. PFI 事業者は、建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、当該業務責任者の氏名その他必要な事項について、建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）の開始前に町に届出を行い、その確認を受けなければならない。なお、建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）の各業務責任者は兼任することができない。
2. PFI 事業者は、建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）に係る業務責任者を変更した場合は、当該変更について、速やかに町に届出を行い、その確認を受けなければならない。
3. PFI 事業者は、業務責任者が事故又は病気等により長期間不在となる場合は、速やかに新たな業務責任者を配置しなければならない。

第 25 条（建設期間中の保険）

PFI 事業者は、建設業務（土木②・建築）期間中、自ら又は建設企業（土木②・建築）をして、別紙 3に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。PFI 事業者は、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして町が認めたものを、本工事（土木②・建築）の着手に先立って、直ちに、町に提示しなければならない。なお、本事業契約①第 26 条に従って PFI 事業者が加入した保険が別紙 3に定める内容を充足する場合には、当該保険契約を維持することで足りる。

第 2 節 建設業務（土木②・建築）

第 26 条（建設業務（土木②・建築）の実施等）

1. PFI 事業者は、本事業契約②及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、建設業務（土木②・建築）を行うものとし、建設業務（土木②・建築）に関する一切の責任を負担する。
2. PFI 事業者は、本引渡予定日までに、本工事（土木②・建築）を完成の上、第 38 条に基づいて本必須施設を町に引き渡し、その所有権を町に取得させる。
3. 本必須施設の建設方法その他本工事（土木②・建築）のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に従い、それ以外のものは PFI 事業者がその責任においてこれを定める。

第 27 条（本工事（土木②・建築）の遅延の場合の措置）

本工事（土木②・建築）に関して遅延が生じ、町又は PFI 事業者が増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 次に掲げる町の責めに帰すべき事由により本工事（土木②・建築）に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、町は、PFI 事業者と協議の上、合理的な期間につき本引渡予定日を延期するとともに、合理的な増加費用又は損害を負担する。
 - ア 町の指示又は請求（PFI 事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）
 - イ 本事業契約②、募集要項等若しくは要求水準書の不備又は町による変更（PFI 事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）
 - ウ 町による設計図書の変更（PFI 事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）
- (2) PFI 事業者の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、PFI 事業者は、当該増加費用又は損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により合理的な増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第 9 章又は第 10 章の規定に従う。

第 28 条（本工事（土木②・建築）開始前及び本工事（土木②・建築）中の書類の提出）

1. PFI 事業者は、建設業務（土木②・建築）の着手までに、本事業関連書類に従い、施工計画書及び着工届等を作成して町に提出し、町の確認を受けなければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

2. PFI 事業者は、本工事（土木②・建築）の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、町と協議の上、町が定める期限までに、月間工程表及び進捗状況報告書その他の工事中に必要な提出図書等を作成し、町に提出しなければならない。
3. PFI 事業者は、本工事（土木②・建築）の実施中、常に工事記録を整備するとともに、町の監査等に関わる検査等の資料作成に協力しなければならない。

第 29 条（本必須施設の建設に伴う近隣対策）

1. PFI 事業者は、本工事（土木②・建築）の開始に先立って、自らの責任及び費用負担において、近隣住民に対して本事業の日程及び概要（工事工程等を含む。）の説明を行い、近隣住民の理解を得るよう努めなければならない。町は、必要と認める場合には、PFI 事業者が行う説明に協力する。
2. PFI 事業者は、自らの責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本工事（土木②・建築）が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、PFI 事業者は、町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
3. PFI 事業者は、町の事前の承諾を得ない限り、前項の近隣対策の不調を理由として本事業の内容の変更をすることはできない。ただし、さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られず、本工事（土木②・建築）の実施に支障が生ずるおそれが明らかな場合、町は、PFI 事業者と協議の上、本事業の内容の変更を検討する。
4. 第 2 項の近隣対策の結果、本工事（土木②・建築）に遅延が発生することが見込まれる場合には、町及び PFI 事業者は、協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
5. 第 2 項の近隣対策の結果、PFI 事業者が生じた費用（第 2 項の近隣対策の結果、本引渡予定日に変更されたことによる増加費用も含む。）及び損害は、PFI 事業者がこれを負担する。
6. 前項の規定にかかわらず、本事業を実施すること自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、町がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に起因して本工事（土木②・建築）に遅延が発生することが見込まれる場合、町は、PFI 事業者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間につき延期することができる。また、かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、町がこれを負担する。

第 30 条（安全対策）

PFI 事業者は、自らの責任及び費用負担において、本事業関連書類に従い、工事現場における安全対策を実施する。本工事（土木②・建築）の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害は、PFI 事業者がこれを負担する。

第 31 条（町による説明要求及び建設現場立会い）

1. 町は、本工事（土木②・建築）の進捗状況について、随時、PFI 事業者に対して報告を要請することができ、PFI 事業者は、町の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。

2. 町は、本工事（土木②・建築）開始前及び本工事（土木②・建築）の施工中、随時、PFI 事業者に対して質問をし、本工事（土木②・建築）について説明を求めることができる。PFI 事業者は、町からかかる質問を受領した後速やかに、町に対して回答を行わなければならない。町は、PFI 事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合には、PFI 事業者との間でこれを協議することができる。
3. 町は、本必須施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、随時、本工事（土木②・建築）に立ち会うことができる。また、町は本工事（土木②・建築）のうち土木に係る工事の完了後、その内容が本事業関連書類及び設計図書に従って行われていることを確認するために、PFI 事業者に対して検査又は試験の実施及びその結果についての報告を要請することができる。PFI 事業者は、町の要請があった場合には、かかる検査又は試験及びその報告を行わなければならない。
4. 前三項に規定する報告、説明又は立会いの結果、町が、本必須施設の建設状況が本事業関連書類又は設計図書の内容を満たしていないと判断した場合、町は、PFI 事業者に対してその是正を求めることができ、PFI 事業者はこれに従わなければならない。
5. PFI 事業者は、工事監理者が求める本必須施設の検査又は試験の内容を、町に対して事前に通知する。町は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
6. 町は、本条に基づく協議、説明要求、本工事（土木②・建築）への立会い等を理由として、本必須施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、PFI 事業者は、これらを理由として、本事業契約②上の PFI 事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

第 32 条（工期等の変更）

1. 町が PFI 事業者に対して本工事（土木②・建築）に係る工期又は工程の変更を請求した場合、町及び PFI 事業者は、協議により当該変更の可否を定める。
2. PFI 事業者が、PFI 事業者の責めに帰すことのできない事由により工期又は工程を遵守できないことを理由として、工期又は工程の変更を請求した場合、町は、PFI 事業者との協議により、当該変更の可否を定めるものとする。ただし、町と PFI 事業者との間の協議が調わない場合、町は、その合理的な裁量に基づき、工期又は工程を定めることができ、PFI 事業者は、これに従わなければならない。
3. 前二項の規定による本工事（土木②・建築）に係る工期又は工程の変更に伴い、町又は PFI 事業者が増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 町の責めに帰すべき事由により工期又は工程を変更した場合、町は、当該変更に伴い PFI 事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。
 - (2) PFI 事業者の責めに帰すべき事由により工期又は工程を変更した場合、PFI 事業者は、当該変更に伴い町に発生した増加費用又は損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により合理的な増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第 9 章又は第 10 章の規定に従う。

第 33 条（工事の一時中止）

1. 町は、必要と認めた場合には、PFI 事業者に対して、本工事（土木②・建築）の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、町は、PFI 事業者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。
2. 町は、前項により本工事（土木②・建築）の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めたときには、本引渡予定日を変更することができる。
3. 町は、第 1 項により本工事（土木②・建築）の全部又は一部の施工を中止させた場合において、本工事（土木②・建築）の施工の中止又はその続行に起因して PFI 事業者が生じた合理的な増加費用（本工事（土木②・建築）の続行に備え、工事現場を維持するための費用並びに労働者及び建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因又は端緒が PFI 事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
4. 前項の規定にかかわらず、本工事（土木②・建築）の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第 9 章又は第 10 章に従う。

第 34 条（PFI 事業者による竣工検査）

1. PFI 事業者は、自らの責任及び費用負担において、本必須施設のそれぞれについて竣工検査並びに機器、器具及び什器備品等の試運転等を行う。
2. PFI 事業者は、町に対して、PFI 事業者が前項の検査及び試運転等を行う 14 日前までに、これらの検査を行う旨及びその予定日を通知する。
3. 町は、第 1 項の検査及び試運転等に立ち会うことができる。ただし、町はかかる立会の実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
4. PFI 事業者は、第 1 項の検査及び試運転等の結果を、速やかに当該検査及び試運転等の結果に関する書面の写しを添えて完成届とともに町に報告する。

第 35 条（町による本必須施設の完成検査及び完成確認通知の交付）

1. 町は、PFI 事業者から前条に基づく完成届（前条第 4 項の規定に基づき、竣工検査及び試運転等の結果に関する書面の写しを添付することを要する。以下、同じ。）を受領した場合、受領後 14 日以内に速やかに PFI 事業者の費用負担により、本必須施設のそれぞれについて町が指定する検査員による完成検査を行う。
2. 完成検査の方法は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 町は、PFI 事業者の立会いのもとで、完成検査を実施する。
 - (2) 完成検査は、本事業関連書類及び設計図書との照合により、これを実施する。
 - (3) PFI 事業者は、備品等の取扱いに関する町への説明を実施する。
3. 前二項に規定する完成検査の結果、本必須施設の状況が本事業関連書類又は設計図書の内容を満たしていないことが判明した場合、町は PFI 事業者に対してその是正を求めることができ、PFI 事業者はこ

れに従わなければならない。PFI 事業者は、かかる是正を行ったときは、当該是正部分について完成検査と同様の手続による再検査を受けなければならない。

4. 町は、完成検査の結果、本必須施設が本事業関連書類及び設計図書の内容を満たし、本事業契約②に従った維持管理・運營業務を開始することが可能であると判断した場合には、PFI 事業者に対して遅滞なく完成確認通知を交付し、町は第 38 条に従い本必須施設の引渡しを受ける。
5. 町は、完成確認通知の交付を理由として、本必須施設の設計又は建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、PFI 事業者は、これを理由として、本事業契約②上の PFI 事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。PFI 事業者は、完成確認通知の交付を理由として、本必須施設について契約不適合責任の免責を主張し、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

第 3 節 工事監理業務(土木②・建築)

第 36 条 (工事監理業務(土木②・建築)の実施等)

1. PFI 事業者は、本事業契約②及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、工事監理業務(土木②・建築)を行うものとし、工事監理業務(土木②・建築)に関する一切の責任を負担する。
2. PFI 事業者は、工事着手前に、工事監理企業(土木②・建築)をして建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者(土木②・建築)として工事監理業務責任者、担当技術者を設置させ、町に対して業務代理人通知書(経歴書を添付する。)及び組織体制を通知し、工事監理企業(土木②・建築)及び工事監理者をして工事監理業務(土木②・建築)を行わせる。ただし、工事監理企業(土木②・建築)及び工事監理者は、建設企業と同一法人又は資本面若しくは人事面において関連がある者であってはならない。
3. PFI 事業者は、工事監理業務(土木②・建築)開始前に、工事監理業務計画書を町に提出し、町の確認を受けなければならない。
4. PFI 事業者は、工事監理者をして、本事業関連書類に従い、本工事(土木②・建築)についての工事監理に関する記録簿を作成させた上で、これを毎月町に提出させる。又、町は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本工事(土木②・建築)に関する事前説明及び事後報告を求め、又は PFI 事業者に対して工事監理者をして本工事(土木②・建築)に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。

第 4 節 その他の関連業務等

第 37 条 (各種申請及び手続等)

1. PFI 事業者は、建設業務(土木②・建築)及び工事監理業務(土木②・建築)開始に必要な一切の届出・申請・許認可等の手続を、自らの責任及び費用負担で行い、本日程表に定めるスケジュールに支障が生じないようにしなければならない。
2. PFI 事業者は、前項に従って行った届出・申請・許認可等の書類の副本又は写し等を、速やかに町に提出しなければならない。

第 38 条（本必須施設の引渡し）

PFI 事業者は、町から完成確認通知の交付を受け、かつ、PFI 事業者が本事業契約①に従い本事業関連書類、維持管理業務計画書及び運營業務計画書に従って維持管理・運營業務を実施し得る体制にあることを町が確認した後、目的物引渡書を町に交付し、本引渡予定日において本必須施設（本件業務①に係るものを除く。以下、本条において同じ。）を町に引き渡し、本必須施設の所有権を町に取得させる。PFI 事業者は、本必須施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を町に移転しなければならない。

第 39 条（本必須施設の引渡し遅延による費用負担）

1. 町の責めに帰すべき事由により、本必須施設の引渡し、該当する本引渡予定日より遅延した場合、町は、当該遅延に起因して PFI 事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。
2. PFI 事業者の責めに帰すべき事由により、本必須施設の引渡し、該当する本引渡予定日より遅延した場合、PFI 事業者は、当該遅延への対応のために町が負担した増加費用を負担するほか、本引渡予定日の翌日（当日を含む。）から本引渡日（当日を含む。）までの期間（両端日を含む。）に応じ、遅延に係る施設のサービス対価 A2 に本引渡予定日における第 69 条に規定する遅延利息の率を乗じることにより計算した額を違約金として町に支払う。この場合において、町に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、PFI 事業者は、当該違約金を超える損害額を町に支払わなければならない。
3. 法令等の変更又は不可抗力により、本必須施設の引渡し、該当する本引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して PFI 事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第 9 章又は第 10 章に従う。

第 40 条（契約不適合責任）

1. 町は、本必須施設が本事業契約②、募集要項等及び提案書類の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合、PFI 事業者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、当該契約不適合が重要でない場合において、その履行の追完に過分の費用を要するときは、町は、履行の追完を請求することができない。
2. 前項の場合において、町が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、町は、その契約不適合の程度に応じてサービス対価 A2 の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちにサービス対価 A2 の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) PFI 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 本必須施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、PFI 事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前各号に掲げる場合の他、町が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
3. 町は、引き渡された本必須施設に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、PFI事業者が当該契約不適合を知っていた場合、その契約不適合がPFI事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合には、当該請求等を行うことのできる期間は、引渡しの日から10年間とする。
 4. 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、PFI事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 5. 町が第3項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨をPFI事業者に通知した場合において、町が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 6. 町は、第3項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 7. 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 8. 町は、本必須施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第3項の規定にかかわらず、その旨を直ちにPFI事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、PFI事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 9. PFI事業者から引き渡された本必須施設の契約不適合が支給材料の性質又は町の指示により生じたものであるときは、町は、当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、PFI事業者がその材料又は指図の不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 10. 本必須施設に契約不適合がある場合、町は、PFI事業者に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。
 11. PFI事業者は、建設企業（土木②・建築）をして、町に対し、本条による修補又は代替物の引渡しによる履行の追完及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本事業契約②の締結後速やかに、概ね5の様式に従った保証書を差し入れさせる。

第5章 サービス対価の支払

第41条（サービス対価の支払）

1. 町は、本事業契約②の定めるところに従い、PFI事業者に対し、本件業務②の対価として、別紙4に定めるサービス対価を支払う。
2. サービス対価の支払方法等については、別紙4に定めるところによる。

第 42 条（サービス対価の改定等）

1. 町及び PFI 事業者は、サービス対価について、別紙 4に定めるところにより、物価変動に基づく金額の改定について協議を行うことができる。
2. PFI 事業者からの事業報告により、提案書類に含まれる事業収支計画を大幅に上回る利益が PFI 事業者が生じていると町が判断したときは、町は PFI 事業者に対してサービス対価の見直しに関する協議の場を設けさせることができるものとする。

第 43 条（サービス対価の減額）

町によるモニタリングの結果、PFI 事業者の業務内容が本事業契約②及び本事業関連書類の内容を満たしていないと町が判断した場合には別紙 6の規定に基づきサービス対価を減額する。

第 44 条（サービス対価の返還）

町が業務報告書に虚偽の記載を発見し、これを PFI 事業者に対して通知した場合、PFI 事業者は、町に対して、当該虚偽記載に係る事象が発生していることが判明していれば町において別紙 6の記載に従い減額し得たサービス対価の金額を速やかに返還しなければならない。

第 6 章 モニタリング

第 45 条（モニタリング）

1. 町は、本事業契約②及び本事業関連書類の内容に適合した本事業の遂行を確保するため、PFI 事業者が実施するセルフモニタリングの結果を踏まえ、別紙 6の規定に基づき、本件業務②につきモニタリングを行う。
2. モニタリングの結果、PFI 事業者による本件業務②の実施が本事業契約②及び本事業関連書類の内容を満たさないと町が判断した場合には、町は、別紙 6に従って、本件業務②につき必要な措置を行う。
3. セルフモニタリングに係る費用は PFI 事業者が負担し、町が実施するモニタリングに係る費用は町が負担する。なお、モニタリングにおいて、町が状況の確認をする場合等にて PFI 事業者に発生する費用は、PFI 事業者の負担とする。
4. PFI 事業者は、本件業務②について、本事業契約②及び本事業関連書類の内容を満たさない状況が生じ、かつ、これを PFI 事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに町に対して報告及び説明しなければならない。

第 7 章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除等

第 1 節 契約期間等

第 46 条（契約期間）

本事業契約②は、本事業契約②の締結に係る上三川町議会での承認を得て、かつ、●●【国の交付金の名称】の交付が決定された日の翌日をもって効力を生じ、整備業務期間の終了日をもって終了する。なお、●●【国の交付金の名称】の交付が決定されなかった場合は、令和 11 年 4 月 1 日以降に町が PFI 事業者に対して行う申し入れをもって、当該申し入れがなされた日を交付が決定された日とみなす。

第 47 条（終了手続等）

PFI 事業者は、本事業契約②の終了に際し、本事業契約②及び本事業関連書類の内容に従って当該終了に係る一連の手続を行うものとする。当該手続に伴い発生する諸費用及び PFI 事業者の清算に伴う評価損益等については、PFI 事業者がこれを負担する。

第 2 節 契約解除等

第 48 条（PFI 事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

1. 本事業契約②の締結日以後、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、町は、PFI 事業者に対して書面で通知することにより、本事業契約②の全部を解除することができる。
 - (1) PFI 事業者が本件業務②の全部又は一部の履行を怠り（PFI 事業者による本件業務②の内容が本事業関連書類の内容を満たしていない場合を含む。）、その状態が 30 日間以上にわたり継続したとき。
 - (2) PFI 事業者が、PFI 事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても本工事（土木②・建築）を開始せず、町が相当の期間を定めて PFI 事業者に対して催告したにもかかわらず、PFI 事業者から町に対して町が満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - (3) PFI 事業者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日までに本必須施設を町に引き渡すことができないとき。
 - (4) PFI 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、PFI 事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（PFI 事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
 - (5) 構成企業又は協力企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
 - (6) PFI 事業者が、正当な理由なくして、町の指示又は改善勧告等に従わないとき。
 - (7) PFI 事業者が町に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (8) PFI 事業者の責めに帰すべき事由により、PFI 事業者からこの契約の解除の申出があったとき。
 - (9) PFI 事業者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (10) 法人税、消費税、地方消費税又は町税その他の税を滞納したとき。
 - (11) PFI 事業者が次のいずれかに該当したとき。

- ア 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 本事業契約②に係る委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「委託契約等」という。）の締結に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と委託契約等を締結したと認められるとき。
- キ 本事業契約②に係る委託契約等の締結に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、町がPFI事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、PFI事業者がこれに従わなかったとき。
- ク 本事業契約②の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入等を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を町に報告せず、又は警察に届出なかったとき。

(12) 前各号に規定する場合の他、PFI事業者が適用のある法令等、本事業契約②に違反し、又はPFI事業者による本事業契約②における表明及び保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約②の目的を達することができないとき。

- 2. 前項により本事業契約②が解除された場合、PFI事業者は、町に対して、町が支払うべきサービス対価A2の100分の10に相当する金員を違約金として町が指定する期間内に支払う。さらに、町が被った合理的損害の額が上記違約金の額を超過する場合、町は、かかる超過額について、PFI事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 3. 町が第1項により本事業契約②を解除した場合において、本必須施設の出来形部分が存在する場合、町は、これを検査の上、その全部又は一部を、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。以下、本条において同じ。）を支払うことにより買い取ることができる。
- 4. 前項に基づき町が当該出来形部分を買収する場合、その買収代金と第2項の違約金及び損害賠償請求に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、町は、当該相殺後の買収代金の残額をPFI事業者との協議を踏まえて町の合理的に定める方法により支払う。
- 5. 第3項の場合において、町が本必須施設の出来形部分の全部又は一部を買収しない場合、PFI事業者は、町と協議の上、自らの費用と責任により、本必須施設の買収されない部分に係る事業用地を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを町に明け渡さなければならない。
- 6. 前各項の規定にかかわらず、町は、第1項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、本事業契約②の全部の解除に代えて、次の各号に掲げる措置を取ることができる。

- (1) 町が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、PFI 事業者の株主をして、PFI 事業者の全株式を、法令等に基づき、町が認める条件で、町が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (2) 町が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、PFI 事業者をして、PFI 事業者の本事業契約②上の地位を、法令等に基づき、町が認める条件で、町が選定した第三者へ譲渡させることができる。

第 49 条（町の責めに帰すべき事由による契約解除等）

1. 本事業契約②の締結日以後、町が本事業契約②上の重要な義務に違反した場合、PFI 事業者は、町に対し、書面で通知することにより、当該違反の是正を求めることができる。PFI 事業者は、当該通知が町に到達した日から 30 日以内に町が当該違反を是正しない場合には、町に対して、さらに書面で通知することにより、本事業契約②の全部を解除することができる。
2. 前項により本事業契約②が解除された場合、町は、本必須施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を全て取得する。
3. 町は、前項により本必須施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、PFI 事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、PFI 事業者との協議を踏まえて町の合理的に定める方法により支払う。
4. 第 1 項に基づき本事業契約②が解除された場合、町は、PFI 事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

第 50 条（法令変更による契約解除等）

1. 本事業契約②の締結日以後、第 53 条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約②の締結後における法令等の変更により、町が、PFI 事業者による本事業の継続が困難であると判断した場合又は本事業契約②の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、町は、PFI 事業者に対して書面で通知することにより、本事業契約②の全部を解除することができる。
2. 前項により本事業契約②が解除された場合、町は、本必須施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を全て取得する。
3. 町は、前項により本必須施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、PFI 事業者との協議を踏まえて町の合理的に定める方法により支払う。

第 51 条（不可抗力による契約解除等）

1. 本事業契約②の締結日以後、第 55 条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から 60 日以内に本事業契約②の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、町は、同条項にもかかわらず、PFI 事業者に対して書面で通知することにより、本事業契約②の全部を解除することができる。

2. 前項により本事業契約②が解除された場合、町は、本必須施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を全て取得する。
3. 町は、前項により本必須施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、PFI 事業者との協議を踏まえて町の合理的に定める方法により支払う。

第 8 章 表明及び保証並びに誓約

第 52 条（PFI 事業者による事実の表明及び保証並びに誓約）

1. PFI 事業者は、町に対して、本事業契約②の締結日現在において、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な町に対する説明が欠けていないことを表明し、保証する。
 - (1) PFI 事業者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約②を締結し、及び本事業契約②の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有している。
 - (2) PFI 事業者による本事業契約②の締結及び履行は、PFI 事業者の目的の範囲内の行為であり、PFI 事業者は本事業契約②を締結し、履行することにつき、法令等上及び PFI 事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。
 - (3) 本事業契約②の締結及び本事業契約②に基づく義務の履行は、PFI 事業者に適用のある法令等に違反せず、PFI 事業者が当事者であり、PFI 事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は PFI 事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しない。
 - (4) 本事業契約②は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある PFI 事業者の債務を構成し、本事業契約②の規定に従い、PFI 事業者に対して執行可能である。
2. PFI 事業者は、本事業契約②に基づく全ての債権債務が消滅するに至るまで、次の各号に掲げる事項を町に対して誓約する。
 - (1) 本事業契約②を遵守すること。
 - (2) 町の事前の承諾なしに、本事業契約②上の地位又は本事業契約②に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 前号に定めるほか、町の事前の承諾なしに、本事業に関連して PFI 事業者が町との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又はそれらの契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (4) 町の事前の承諾なしに、PFI 事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為、又は組織変更を行わないこと。
 - (5) PFI 事業者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに町に通知すること。

第 9 章 法令変更

第 53 条（法令変更による通知の付与及び協議）

1. PFI 事業者は、本事業契約②の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに町に対して通知しなければならない。町及び PFI 事業者は、当該通知以降、本事業契約②に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、町及び PFI 事業者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
2. 町が PFI 事業者から前項の通知を受領した場合、町及び PFI 事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本業務の内容、本引渡予定日及び本事業契約②の変更等について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から 60 日以内に本事業契約②の変更について合意が成立しない場合、町は、当該法令等の変更に対する対応方法を PFI 事業者に対して通知し、PFI 事業者はこれに従い本事業を継続する。

第 54 条（法令変更による増加費用又は損害の取扱い）

法令等の変更により、本業務につき PFI 事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 7 の定めに従う。

第 10 章 不可抗力

第 55 条（不可抗力による通知の付与及び協議）

1. PFI 事業者は、不可抗力により、本必須施設について、本事業関連書類に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、町に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、町及び PFI 事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本業務について、本事業契約②に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、町及び PFI 事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
2. 町が PFI 事業者から前項の通知を受領した場合、町及び PFI 事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本必須施設の設計及び建設、本引渡予定日、並びに本事業契約②の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に本事業契約②の変更について合意が成立しない場合、町は、かかる不可抗力に対する対応方法を PFI 事業者に対して通知し、PFI 事業者はこれに従い本事業を継続する。

第 56 条（不可抗力による増加費用又は損害の取扱い）

不可抗力により、本業務につき PFI 事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 8 の定めに従う。

第 11 章 その他

第 57 条（公租公課の負担）

本事業契約②及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、全て、PFI 事業者の負担とする。町は、PFI 事業者に対してサービス対価（消費税相当額（消費税及び地方消費税をいう。）を含む。）を支払うほか、本事業契約②に別段の定めがある場合を除き、本事業契約②に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

第 58 条（融資団との協議）

町は、本事業に関し、PFI 事業者に融資する融資団との間で、一定の重要事項（町が本事業契約②に基づき PFI 事業者に損害賠償を請求する場合、本事業契約②を終了する場合を含む。）についての融資団への通知及び協議並びに担保権の設定及び実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本事業契約②とは別途定めることができる。

第 59 条（株主・第三者割当て）

1. PFI 事業者は、本事業契約②締結後直ちに、PFI 事業者の株主をして、基本協定書に定める様式及び内容の株主誓約書を町に対して提出させる。
2. PFI 事業者は、PFI 事業者の株主以外の第三者に対して株式又は新株予約権を割り当てるときは、事前に町の承諾を得なければならない。かつ、かかる場合、PFI 事業者は、当該株式又は新株予約権の割当てを受ける者をして、町に対して、速やかに基本協定書に定める様式及び内容の株主誓約書を提出させる。
3. PFI 事業者は、本事業契約②が終了するまでの間、構成企業が PFI 事業者の発行済株式総数及び議決権の過半数を保持するようにする。

第 60 条（財務書類の提出）

1. PFI 事業者は、本事業契約②の締結日以降、本事業契約②の終了に至るまで、各事業年度の最終日から 3 か月以内に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を町に提出し、かつ、町に対して監査報告を行う。町は当該監査済財務書類を公表することができる。
2. PFI 事業者は、本事業契約②の締結日以降、本事業契約②の終了に至るまで、各事業年度における半期に係る財務書類を作成し、作成後速やかに、町に提出しなければならない。
3. 町は、前二項の提出書類の内容等について、疑義がある場合、PFI 事業者に対し説明を求めることができる。この場合において、PFI 事業者は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

第 61 条（監査）

PFI 事業者は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 37 第 4 項又は第 252 条の 42 第 1 項に基づき、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査が行われる場合、又は同法第 98 条第 2 項の規定に基づき議会から監査委員に対し町の事務に関する監査の求めがあつて監査委員による監査が行われる場合には、出頭、調査、帳簿書類その他記録の提出等の請求に応じなければならない。

第 62 条（設計図書及び完成図書等の著作権）

1. 町は、設計図書等及び本必須施設について、町の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約②の終了後も存続する。
2. 設計図書等又は本必須施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
3. PFI 事業者は、町が設計図書等及び本必須施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（町を除く。以下、本条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使し、又は行使させてはならない。
 - (1) 設計図書等及び本必須施設の内容を公表すること。
 - (2) 本必須施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、町及び町が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 本必須施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本必須施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
4. PFI 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第 2 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 設計図書等又は本必須施設の内容を公表すること。
 - (3) 本必須施設に PFI 事業者の実名又は変名を表示すること。

第 63 条（著作権の侵害の防止）

1. PFI 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び本必須施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを町に対して保証する。
2. PFI 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、町が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、PFI 事業者は、町に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

第 64 条（特許権等の使用）

PFI 事業者は、第三者の特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。ただし、町が指定した工事材料、施工法等で、募集要項等の特許権等の対象であることが明記されておらず、PFI 事業者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、町が責任を負担する。

第 65 条（秘密保持）

1. 本事業契約②の各当事者は、本事業又は本事業契約②に関して知り得た全ての情報のうち、次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本事業契約②の目的以外には使用しないことを確認する。
 - (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本事業契約②に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
2. 本事業契約②の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。この場合において、本事業契約②の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するものがないよう適切な配慮をしなければならない。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、本事業契約②の各当事者は、裁判所等により開示が命ぜられた場合又は町が法令若しくは上三川町情報公開条例等に基づき開示することが必要となる場合、その対象となる秘密情報を開示することができる。

第 66 条（この契約の変更）

この契約は、市及び事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

第 67 条（その他特定条件）

市及び事業者は、別紙 9「その他特定条件」の内容に合意する。

第 12 章 雑則

第 68 条（請求、通知等の様式その他）

1. 本事業契約②並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、町及び PFI 事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

2. 本事業契約②の履行に関して町と PFI 事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めに従う。
3. 本事業契約②における期間の定めについては、本事業契約②に別段の定めがある場合を除き、民法及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。
4. 本事業契約②に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第 69 条（遅延利息）

町又は PFI 事業者が、本事業契約②に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払い額につき遅延日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。

第 70 条（疑義についての協議）

1. 本事業契約②に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約②の解釈に関して疑義が生じた場合、町と PFI 事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
2. 本事業契約②において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、町及び PFI 事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。
3. 町及び PFI 事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的として、関係者協議会を設置することができる。
4. 関係者協議会の協議事項、出席者、開催手続その他の事項に関する詳細は、町と PFI 事業者が協議して定める。

第 71 条（準拠法）

本事業契約②は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

第 72 条（管轄裁判所）

本事業契約②に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

別紙 1 用語の定義

本事業契約②において使用する用語の定義は、本事業契約②に定義されているものの他、次のとおりとする。なお、その他本事業契約②に定義されていない用語は、文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項等において定められた意味を有するものとする。

➤ 事業関連

(1) 本事業

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、町が特定事業として選定した「(仮称)道の駅かみのかわ」整備事業をいう。

(2) 優先交渉権者

本事業の実施に関して公募型プロポーザルにより優先交渉権者として選定された複数の企業からなる共同企業体をいう。

(3) 代表企業

優先交渉権者を代表する企業として提案書類において定められた構成企業である●●をいう

(4) 構成企業

優先交渉権者を構成する企業のうち、PFI 事業者株主として出資する者であって、本事業に係る業務の一部を PFI 事業者から直接受託し、又は請け負う者をいう。

(5) 協力企業

優先交渉権者を構成する企業のうち、PFI 事業者株主として出資せず、本事業に係る業務の一部を PFI 事業者から直接受託し、又は請け負う者をいう。

(6) 建設企業（土木②・建築）

PFI 事業者から直接建設業務（土木②・建築）を受託し、又は請け負う者である●●をいう。

(7) 工事監理企業（土木②・建築）

PFI 事業者から直接工事監理業務（土木②・建築）を受託し、又は請け負う者である●●をいう。

➤ 業務関連

(8) 本件業務①

本事業のうち、以下の業務、これらの業務の実施に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務を個別又は総称していい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

- ア 統括管理業務①
- イ 設計業務
- ウ 建設業務（土木①）
- エ 工事監理業務（土木①）
- オ 開業準備業務
- カ 維持管理業務
- キ 運営業務
- ク 任意提案施設事業

(9) 本件業務②

本事業のうち、以下の業務、これらの業務の実施に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務を個別又は総称していい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

- ア 統括管理業務②
- イ 建設業務（土木②・建築）
- ウ 工事監理業務（土木②・建築）

(10) 統括管理業務①

本件業務①のうち PFI 事業者の運営管理等に係る業務（建設業務（土木②・建築）及び工事監理業務（土木②・建築）に関するものを除く。）をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(11) 統括管理業務②

本件業務②のうち PFI 事業者の運営管理等に係る業務（統括管理業務①を除く。）をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(12) 設計業務

本件業務①のうち本必須施設に係る設計業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(13) 建設業務（土木①）

本件業務①のうち本必須施設に係る建設業務（粗造成に関するもの）をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(14) 建設業務（土木②・建築）

本件業務②のうち本必須施設に係る建設業務（粗造成を除く土木及び建築に関するもの）をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(15) 工事監理業務（土木①）

本件業務①のうち本必須施設に係る工事監理業務（粗造成に関するもの）をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(16) 工事監理業務（土木②・建築）

本件業務②のうち本必須施設に係る工事監理業務（粗造成を除く土木及び建築に関するもの）をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(17) 開業準備業務

本件業務①のうち本必須施設に係る開業準備業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(18) 維持管理業務

本件業務①のうち本必須施設に係る維持管理業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(19) 運營業務

本件業務①のうち本必須施設に係る運營業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。

(20) 整備業務建設業務（土木②・建築）、工事監理業務（土木②・建築）及びその他の関連業務の総称をいい、各業務の詳細は要求水準書及び提案書類による。

(21) 維持管理・運營業務

維持管理業務及び運營業務の総称をいい、各業務の詳細は要求水準書及び提案書類による。

(22) 本工事（土木②・建築）

建設業務（土木②・建築）に係る工事をいう。

➤ 施設関連

(23) 本必須施設

PFI 事業者が本事業契約①及び本事業契約②に従いその整備業務及び維持管理・運營業務を行う屋内施設、屋外施設及び防災施設をいい、詳細は本事業関連書類に定める。

(24) 事業用地

本事業の用に供される土地をいい、詳細は要求水準書において特定される。

➤ 期間関連

(25) 事業期間

本事業契約②の締結日を開始日とし、令和 29 年 3 月 31 日まで（ただし、本事業契約②が解除等により同日以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

(26) 整備業務期間

本事業契約②の締結日から本引渡予定日までの期間をいう。ただし、PFI 事業者が本引渡予定日までに全ての本必須施設を町に引渡せなかった場合には、町が全ての本必須施設の引渡を受けた日までの期間をいう。

(27) 本日程表

別紙 2 記載の本事業に係る日程表をいう。

(28) 本事業契約②の締結日

本事業契約②第 46 条に基づき本事業契約②が効力を生じ、本契約となった日をいう。

(29) 本引渡日

本必須施設の全部が実際に町に引き渡された日をいう。

(30) 本引渡予定日

令和●年●月●日又は本事業契約②に従い変更されたその他の日をいう。

(31) 事業年度

毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。ただし、最初の事業年度は、本事業契約②の締結日から当該事業年度の 3 月 31 日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の 4 月 1 日から事業期間の終了日までをいう。

➤ 書類関連

(32) 本事業関連書類

要求水準書、基本協定書、募集要項等、募集要項等に関する質疑回答、実施方針等、実施方針等に関する質疑回答、提案書類の総称をいう。

(33) 要求水準書

本事業に関し令和 8 年 9 月 14 日に募集要項とともに公表された要求水準書及びその別紙（その後の変更を含む。）をいう。

(34) 基本協定書

本事業に関し、町と代表企業、構成企業及び協力企業との間で令和9年●月●日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

(35) 募集要項等

令和8年9月14日付で公表された、本事業に係る募集要項、資料1（要求水準書）、資料2（サービス対価の算定方法及び支払い方法）、資料3（審査基準）、資料4（モニタリング及びサービス対価の改定等）、資料5（基本協定書（案））、資料6（事業契約書（案））及び様式集並びにその他の本事業を実施するPFI事業者の公募手続に関して町が公表した資料（いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含み、その後事業提案までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。）並びにその他本事業を実施するPFI事業者の公募手続に関して町が公表し又は優先交渉権者に提示した資料（その後の変更を含む。）をいう。

(36) 募集要項等に関する質疑回答

募集要項等に関する質問に対する町の回答書の総称をいう。

(37) 実施方針等

令和8年7月公表の「（仮称）道の駅かみのかわ」整備事業実施方針及びその付属資料（その後の変更を含む。）をいう。

(38) 実施方針等に関する質疑回答

実施方針、要求水準書（案）に関する質問に対する町の回答書の総称をいう。

(39) 提案書類

優先交渉権者が公募手続において町に提出した本事業の実施に係る提出書類一式（募集要項等に関する提出書類、参加資格審査に関する提出書類、事業提案に関する提出書類）、提案書類に関する町からの質問書に対する回答書その他提案書類の説明又は補足として優先交渉権者又はPFI事業者が本協定締結日までに町に提出して受理されたその他一切の資料をいう。

(40) 設計図書等

設計図書、完成図書及びその他本事業契約①及び本事業契約②の整備業務に関連して町の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

(41) 設計図書

基本設計図書、実施設計図書及び本必須施設についてのその他の設計に関する図書（本事業契約②に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

(42) 基本設計図書

要求水準書に規定される仕様の基本設計業務報告書をいう。

(43) 実施設計図書

要求水準書に規定される仕様の実施設計業務報告書をいう。

(44) 完成図書

要求水準書において、PFI 事業者から町に提出することとされている、本必須施設に係る竣工図書及びその電子データをいう。

(45) 本事業契約①

本事業に関し、町と PFI 事業者との間で令和●年●月●日に締結された「「(仮称) 道の駅かみのかわ」整備事業 事業契約書 その 1」」(その後の変更を含む。)をいう。

➤ その他

(46) サービス対価

本事業契約②に基づく PFI 事業者の本件業務②の履行に対して町が支払う対価をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙 4に記載のとおりである。

(47) セルフモニタリング

業務計画書にて作成するモニタリング計画に基づき、PFI 事業者が自ら実施するモニタリングをいう。

(48) モニタリング

本事業関連書類に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙 6の規定に基づき、本件業務②につき行われる各種の調査及び確認をいう。

(49) 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震、疫病若しくは公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のもの(本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。)であって、町又は PFI 事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

(50) 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決

定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置の総称をいう。

以上

別紙 2 本日程表

(第 4 条関係)

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 本事業契約②の締結日 | ●●【国の交付金の名称】の交付が決定された又は
第 46 条に基づき町が PFI 事業者に対して行った申し入れ日の翌日 |
| 2. 本工事（土木②・建築）開始日 | 令和 11 年●月●日 |
| 3. 本引渡予定日 | 令和 13 年●月●日 |
| 4. 本事業契約②終了日 | 令和 13 年●月●日 |

別紙 3 PFI 事業者等が付保する保険

(第 25 条、関係)

1. 建設業務（土木②・建築）期間中の保険
 - ①建設工事保険

以上

別紙 4 サービス対価の構成及び支払方法

(第 11 条、第 41 条、第 42 条関係)

「募集要項」資料 2 サービス対価の算定方法及び支払い方法 参照。

別紙 5 保証書の様式(案)

(第 40 条関係)

【建設企業（土木②・建築）】（以下「保証人」という。）は、「（仮称）道の駅かみのかわ」整備事業（以下「本事業」という。）に関連して、●（以下「PFI 事業者」という。）が上三川町（以下「町」という。）との間で締結した令和●年●月●日付「（仮称）道の駅かみのかわ」整備事業 事業契約書 その 2」（以下「本事業契約②」という。）に基づいて、PFI 事業者が町に対して負担する本保証書第 1 条の債務につき、本書（以下「本保証書」という。）をもって PFI 事業者と連帯して保証する。

なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約②において定められる用語と同様の意味を有する。

第 1 条（保証）

保証人は、本事業契約②第 40 条に基づく契約不適合責任に基づき PFI 事業者が町に対して負う債務（以下「主債務」という。）を、PFI 事業者と連帯して保証する。

(通知義務)

町は、本保証書の差入日以降において、本事業契約②又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。保証書の内容は、町による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 2 条（保証債務の履行の請求）

1. 町は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、町が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
2. 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から 7 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。町及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
3. 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第 3 条（求償権の行使）

保証人は、本事業契約②に基づく PFI 事業者の町に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第4条（終了及び解約）

1. 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。
2. 本保証書に基づく保証人の義務は、本事業契約②に基づく PFI 事業者の町に対する債務が全て履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第5条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関する全ての紛争は、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和●年●月●日

保証人：

代表取締役

別紙 6 モニタリング及びサービス対価の改定等の基準と方法

(第 43 条、第 44 条、第 45 条関係)

「募集要項」資料 4 モニタリング及びサービス対価の改定等 参照。

別紙 7 法令変更による増加費用又は損害の負担割合

(第 54 条関係)

1. 本事業

	町負担割合	PFI 事業者負担割合
① 本事業（任意提案施設事業を除く）に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税に関する変更	100%	0%
③ ①及び②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

2. 任意提案施設事業

	町負担割合	PFI 事業者負担割合
① 任意提案施設事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合	0%	100%
② 消費税に関する変更	0%	100%
③ ①及び②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、上記 1. 及び 2. の「(各事業に) 類型的又は特別に影響を及ぼす法令」とは、各事業及び各事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び PFI 事業者若しくは各事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。また、上記の損害等には PFI 事業者の逸失利益は含まない。

以上

別紙 8 不可抗力による増加費用又は損害の負担割合

(第 1 節、第 56 条関係)

1. 本事業（任意提案施設事業を除く。以下本項において同じ。）

(1) 整備業務期間

整備業務期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して PFI 事業者が増加費用又は損害が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、整備業務期間中における累計で、サービス対価 A2 相当額の 1 パーセントに至るまでは PFI 事業者が負担するものとし、これを超える額については町が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、PFI 事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、町の負担部分から控除する。

以上

別紙 9 その他特定条件

(第 67 条関係)

1. 本事業契約②は、本事業契約①と不可分一体の契約とし、本事業は、本件業務①と本件業務②により構成されるものとする。
2. 本事業契約①が本事業契約①の規定により解除された場合には、本事業契約②も解除されるものとし、この場合の本事業契約②の取扱いについては、本事業契約②上の契約解除に係る各規定によるものとする。
3. 本事業契約②末尾の「事業契約書 その 2 に関する確認書」、「「(仮称) 道の駅かみのかわ」整備事業 提案書審査ヒアリング議事録」及び「「(仮称) 道の駅かみのかわ」整備事業 基本協定書及び事業契約の締結等に関する協議 議事録」は、町及び PFI 事業者間の合意事項として本事業契約②の内容を構成するものとする。